

令和8年度やんばる国立公園（やんばる学びの森）利活用計画策定業務の概要及び企画書作成事項

1 業務の目的

環境省では、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、令和5年6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を策定し、先端モデル事業の対象公園の一つとしてやんばる国立公園を選定した。これを踏まえ、令和7年6月に「やんばる国立公園における滞在体験の魅力向上に向けた基本構想」（以下、「基本構想」という。）を取りまとめ、国頭村有施設「環境教育センターやんばる学びの森」（以下、「学びの森」という。）を、宿泊施設等の誘致を含む取組に着手する利用拠点として選定し、やんばる3村の面的な連携による滞在体験の魅力向上を目指した具体取組を進めることとした。

令和7年度には「令和7年度やんばる国立公園（やんばる学びの森）利活用計画策定業務」（以下、「過年度業務」という。）において、学びの森利活用計画（素案）を作成した。また、「令和7年度やんばる国立公園インタープリテーション全体計画策定業務」において、やんばる全域及びやんばる3村それぞれのエリアについての計4つのインタープリテーション全体計画を作成した。

本業務では、学びの森利活用計画（素案）について、必要な情報収集・整理を追加的に実施するとともに、コアメンバー会議を設置して検討を行う等により、学びの森利活用計画を策定する。さらに、国頭村役場に設置することが見込まれるプロジェクトチームを支援し、民間事業者にサウンディングを実施し、公募要領案を作成することを目的とする。

2 業務の骨子

以下の各項目の実施にあたっては、関連計画類や過年度業務の報告書等を参照しつつ、沖縄奄美自然環境事務所及びやんばる自然保護官事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）並びに国頭村役場と調整の上で実施すること。

（1）業務打合せの実施

環境省担当官及び国頭村役場（環境保全課、商工観光課、企画政策課）との定期的かつこまめな打合せ（合計12回程度、各1時間程度、オンライン実施を妨げない）により、緊密な連絡調整・進捗報告を行い、内容の確認を行いながら進めること。打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、環境省担当官に提出すること。

（2）学びの森利活用計画の策定

昨年度に作成した学びの森利活用計画（素案）について、過年度の検討状況を踏まえ、必要な追加的検討を行う。策定にあたっては、以下の1)～5)を行う。

また、民間事業者や地域関係者に伝わるよう意識し、既に作成済みの部分も含め、構成、記載内容、デザイン等について再整理や見直しを行う。

1) 情報収集・整理

学びの森利活用計画（素案）を踏まえ、追加的に必要な情報収集・整理を行う。具体的には以下の①～③を想定している。

①カスタマージャーニーの作成

学びの森の利用者像を深堀し、どのような利用者がどのような価値に触れて感動し滞在するのかを可視化することで、必要な機能の検討等に活用するため、カスタマージャーニーを整理すること。具体的には、学びの森の利用者を対象としたアンケート調査やヒアリング調査等を実施した上で、分析を行うこと。

②民間事業者の参入・開発のための与条件の追加整理

昨年度のサウンディング結果や有識者の助言等を踏まえ、民間事業者が参入・開発するにあたって必要な各種与条件（事業規模の算定、借地期間、資金調達、活用可能な支援、経営シミュレーション等）に関する情報について、事業者を提供できる資料として具体的に整理すること

③民間事業者の事業枠組みに関する優良事例の整理

学びの森への民間事業者の誘致にあたって、参考となる事業枠組みの事例や誘致手法等について事例調査を行って整理すること。

2) コアメンバー会議の開催及び利活用計画（案）の作成

環境省担当官及び国頭村役場と協議の上、地域関係者や作業部会メンバーを中心とした10名程度からなるコアメンバー会議を設置し、3回程度（1泊2日、学びの森での開催を想定）開催し、1）も踏まえて追加的検討を実施し、利活用計画（案）を作成する。開催にあたっては、必要に応じて有識者を招聘し、作業部会メンバーを除く地域関係者及び有識者には謝金14,600円/回を支給すること。有識者には「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下、「旅費法等」という。）に準じて旅費を支給すること。

3) プロジェクトチームの開催支援

個別事項（例えば、二次交通、従業員住居、人材育成等）に関する検討を行うため、プロジェクトチーム（仮称）の開催を支援する。必要に応じて、有識者を招聘することとし、謝金を支払うとともに、旅費法等に準じて旅費を支給する。

4) 地域の意見聴取

利活用計画（案）について、地域住民や関係者の意見やアイデアを聴取するため、意見交換会等を開催（2時間程度、場所は学びの森周辺施設を想定）し、意見交換等を行う。

5) 作業部会の開催

学びの森利活用計画（案）や策定後の進め方を確認するため、作業部会を開催す

ること（1回、2時間程度、対面及びオンライン併用）。請負者は、作業部会開催運営に関する必要な一切の事務及び経費の支払いを実施するものとする。会場については国頭村・大宜味村・東村のいずれかの無償施設を想定し、パソコン、マイク、プロジェクター及びスクリーン、オンライン配信機材の手配等を行い、環境省担当官の指示により会場の設営等の対応をすること。また、環境省担当官と協議の上、会議資料の作成（A4判30頁程度、25部程度）を行うこと。作業部会開催後、議事録を作成し、検討会の開催日から1週間以内をめぐりに環境省担当官に提出すること。

（3）民間提案の募集（サウンディング調査）

学びの森利活用計画（案）について、サウンディング調査を実施する。サウンディング調査への参加者の確保にあたっては、（2）の検討を通じて、学びの森に参入を期待する民間企業等を検討の上で候補事業者リストを作成し、個別に参加を働きかけること。

サウンディング調査に先立って、現地見学会を開催することとし、沖縄県外から参加する者に対しては、各社1名まで、旅費法等に準じて旅費を支給すること。合同現地見学会に参加した民間事業者に対し、クローズ型のサウンディング調査を実施し、利活用計画（案）に反映すること。

（4）公募実施要領案の作成

次年度実施予定の民間事業者の公募に向けて、公募実施要領案一式を作成すること。作成にあたっては、滞在体験魅力向上先端モデル事業を実施している十和田八幡平国立公園や中部山岳国立公園の事例も参考とすること。

（5）報告書の作成

本業務の結果を、業務履行期限の3週間程度前までに報告書原案として取りまとめ、環境省担当官の確認を受けた上で、業務履行期限までに最終成果物として提出する。

3 履行期限

令和9年3月23日（火）まで

4 成果物

紙媒体：報告書 5部（A4判200頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2セット

提出場所：環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所

5 その他

- （1）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその

指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

（参考）

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

(5) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「令和5年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務」、「令和6年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務」、「令和7年度やんばる国立公園（やんばる学びの森）利活用計画策定業務」、「令和7年度やんばる国立公園インタープリテーション全体計画策定業務」、「令和7年度やんばる国立公園（やんばる学びの森）環境調査業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所国立公園課
柳田（TEL:098-836-6400）

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、学びの森利活用計画の策定のために必要な条件を別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 業務の骨子に記述した(2)1) 情報収集整理について、業務の実施方法及び内容を具体的に提案すること。
- ② 業務の骨子に記述した(2)2) コアメンバー会議の開催及び利活用計画(案)の作成について、業務の実施方法及び内容を具体的に提案すること。
- ③ 業務の骨子に記述した(2)3) 国頭村役場内プロジェクトチームの開催支援について、業務の実施方法及び内容を具体的に提案すること。
- ④ 業務の骨子に記述した(3) 民間提案の募集及び(4) 公募実施要領案の作成について、業務の実施方法及び内容を具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における類似業務(PPP-PFI方式等による自然を活かした地域づくり等の計画策定等の業務)の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青

少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。